

災害時における仮設トイレ等の
物資の供給に関する協定書

山 陽 小 野 田 市
有 限 会 社 ア ク ア

災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と有限会社アクア（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が被災者等に対して行う仮設トイレ等の物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に仮設トイレ等の物資の調達が必要となったときは、仮設トイレ等供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、仮設トイレ等の物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の仮設トイレ等の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 仮設トイレ
- (2) 災害対策用簡易組立ブース
- (3) 簡易トイレ及びケアバッグ
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に仮設トイレ等を運搬し、引き渡すものとする。その際に、甲は、職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、引渡し終了後、速やかに仮設トイレ等供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条の規定により供給された仮設トイレ等の賃貸料及び物資の費用、設置・運搬に要する費用（以下「経費」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙が供給実績に基づき甲に請求するものとし、甲は、請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年 8月 7日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 宇部市大字妻崎開作1319番地の1
有限会社アクア
代表取締役社長 藤本 茂光

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

有限会社アクア
代表取締役社長

様

山陽小野田市長

仮設トイレ等供給要請書

災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

有限会社アクア
代表取締役社長

仮設トイレ等供給完了報告書

災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

(有限会社アクア 連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	